



保険料の免除制度があります

経済的な理由や災害などにより保険料を納めることが困難な場合は、申請し承認により保険料が免除されます。

届け出・申請にあたって

- ①申請先は、町民生活課保険年金担当です。
- ②免除の対象期間は、7月から翌年の6月までの1年間です。
- ③免除を受けるには毎年申請が必要です。ただし、全額免除と納付猶予に該当する場合は、希望により翌年手続きをしなくても済む継続申請の制度があります。

○申請免除

所得の減少や失業などで保険料を納めることが困難な場合には、申請によって保険料の納付が免除（全額・4分の3・半額・4分の1）されます。本人・配偶者・世帯主の前年所得による審査があります。

○若年者納付猶予

30歳未満の方（学生を除く）で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予されます。

問合せ 秩父年金事務所
町民生活課保険年金担当

☎27-6560
☎62-1232

「人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県」

夏の交通事故防止運動が、7月15日(月)から24日(水)まで実施されます。

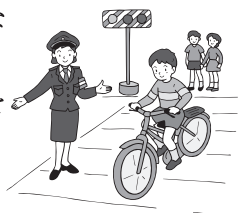
児童・生徒の皆さんは、夏休み中の交通事故に十分注意しましょう。

○子どもと高齢者の交通事故防止

ドライバーの皆さんは、子どもや高齢者を見かけたら、スピードを緩めるなど思いやりのある運転を心がけましょう。

○自転車の安全利用の推進

二人乗りや傘差し運転など危険な運転は絶対にやめましょう。また、定期的に自転車の安全点検・整備を行いましょ。



○飲酒運転の根絶

飲酒運転はもちろんのこと、飲酒運転の車に同乗すること、運転をする方へのお酒の提供は絶対にやめましょう。

苦情受け付けます!

犬・ねこのことでお困りの方は、下記にご連絡ください。
※匿名での申し出は、対応できない場合があります。

<例>

- ・近所の飼い犬・ねこに困っている（鳴き声、放し飼い、ふん尿放置など）
- ・放浪犬がいるので保護してもらいたい
- ・野良猫が子どもを産んだので引き取ってもらいたい

●犬の苦情

埼玉県秩父保健所

Tel: 22-3824

Fax: 22-2798

E-mail: t2238244@pref.saitama.lg.jp



●猫の苦情

埼玉県動物指導センター

Tel: 048-536-2465

Fax: 048-536-0800

E-mail: k362465@pref.saitama.lg.jp



問合せ 町民生活課環境衛生担当 ☎62-1232